

平成29年度海老名市介護保険運営協議会第5回会議 結果

日 時：平成30年3月20日（火）
午後1時30分～2時30分
場 所：海老名市役所 政策審議室

出席委員10名

高橋委員、窪田委員、小賀坂委員、窪倉委員、平本委員、田中委員、神崎委員、大貫委員、加藤委員、高野委員

（鈴木委員、久田委員、川村委員、吉田委員欠席）

事務局（保健福祉部） 6名

木村保健福祉部次長、萩原高齢介護課長、
安本高齢者支援係長、荒井介護保険係長、大島介護認定係長、上條主任主事

傍聴者 なし

1 開 会 （司会：萩原高齢介護課長）

2 会長あいさつ （高橋会長）

いよいよ4月から、この1年皆さまと協議してきました第7期介護保険事業計画がスタートいたします。

プランは、団塊の世代が皆75歳以上になる平成32年を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保した内容となっており、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進、深化するものです。

30年度は、65歳以上の介護保険料の改定があります。さまざまな要因で引き上げとなりましたが、市民には丁寧な説明をお願いしたい。

昨年12月で今期の会議は終了した旨お話ししましたが、急きょ審議いただきたい案件が出てまいりましたので、本日お集まりいただきました。

委員の皆様の活発なご意見をお願いします。

3 議 題（進行：高橋会長）

(1) 介護認定審査会のありかたについて（事務局）

【資料1】に沿い詳細説明

高齢化に伴い年々審査件数増加しており、審査委員からも様々な意見があった。医師の負担が大きいという意見もあり、審査の進め方や合議体のあり方を検討していたところ、厚労省からの通知があった。簡素化により審査件数の大幅減が見込まれることから、平成30年度については3合議体18人体制で進めたい。今後については、委員の負担軽減が図れるよう、医師会とも調整を図っていき

いと考えている。

○介護認定の概要

訪問調査をコンピュータで一次判定し、その結果と主治医意見書をもとに一次判定に反映されない介護の手間を審査する介護認定審査会で判定する。

○審査会の状況

週三回（火曜、水曜、金曜）開催

1 合議体6名の委員（1名は休み）で構成された3合議体で実施。

2 9年度実績（見込）

審査件数：4, 123件

申請から認定日までの平均日数：40日

○簡素化

特定の条件に該当する対象者は、審査会を省略し結果通知のみが可能となる。

条件1 65歳以上

2 更新申請

3 1次判定が前回の判定結果と同じ

4 前回の有効期間が12ヶ月以上

5 1次判定で「要支援2・要介護1」の場合、状態安定性のロジック「安定」

6 1次判定の基準時間がもう1つ重い要介護度に至るまで3分以上ある

○上記条件で簡素化を実行しても大きな支障はないと考えられる

○更新申請は状態が安定していれば、基本36か月を適用

（委員） 簡素化することについて、メリット・デメリットは？

（事務局） スピードアップが図られるのはメリットである。

一次判定どおりと出ているが、審査会の中で介護度が上がったたり下がったりする部分については今後検証していきたいと考える。

（委員） 2年から3年に認定期間が延長されるとのことだが、その間に状態が変わってもそのままか。

（事務局） 認定期間が3年になることで更新の手間がなくなる。その間に身体状況が変われば変更申請することもできる。

（委員） 平成30年度は審査件数が減少する見込みだが、それ以降は何かしらの形で増えるかと思う。平均審査件数で海老名市は他市より少ないのは良いことなのか？

（事務局） 審査委員にとっては良いことと捉えている。

（委員） 簡素化の対象になった人とそうでない人は、結果通知などで分かるようになっているのか。

（事務局） 国からの通知は事務連絡のみなので、やり方については今後国から示される予定。審査会の中で簡素化対象者を提示して、審査した上で

通知する。

(委員) 申請時点では分からないということか。

(事務局) 一次判定をして条件に合致した場合に対象となる。

(事務局) ケアマネに対象者が分かるように知らせるかどうかが検討するが、本人には簡素化対象かどうかは分からない。

(2) 第7期介護保険料について

【資料2】に沿って詳細説明（荒井係長）

介護報酬改定、地域区分、消費税増税、処遇改善等の影響を反映させると12月に示した額を上回り、5,120円となった。

地域区分の影響が思った以上に大きかったが、引き上げの背景等丁寧に説明し理解いただけるよう努力する。

(委員) 決定ということによいか。

(事務局) 議会で審議中である。議決後決定となります。

(委員) 基準額は第5段階の保険料になると思うが、他の段階の保険料も同じ上げ幅か。

(事務局) 上げ幅はどの段階も同じである。

(3) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

【資料3】に沿って詳細説明（荒井係長）

○指定更新を受けようとする事業所はコミュニティケアおおやで、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

○指定の有効期間満了は、平成30年3月31日。

○人員基準、設備基準、運営基準については、各事業者ともそれぞれ基準を満たしている。

○現地確認も実施済み。

(委員) 昼食代が夕食代よりも高いのはなぜか。

(事務局) おやつ代も含まれているからではないかと考えます。

(4) 条例制定等について

【資料4】に沿って詳細説明（荒井係長）

3年に一度の報酬改定にあわせて関係省令の改正が行われたことに伴う条例の改正等である。条例制定が1本、条例の一部改正が3本、条例施行規則の制定が1本、条例施行規則の一部改正が2本である。

(委員) 居宅介護支援は新しい事業か

(事務局) いわゆるケアマネ事業所に関する条例です。これまで指定権限は県にありましたが、市に移譲されたため市において条例を制定す

るものです。

(5) 総合事業の事業者の指定について

【資料5】に沿い詳細説明（安本主幹）

見做し指定期間が満了したため、指定申請があった事業所を審査したところ適正と認められたため、訪問サービス事業所23か所、通所型サービス事業所35か所を指定した。

(委員) この事業者数は人口に対して平均的な数なのか。

(事務局) 極端に不足しているという話は聞こえてない。ケアマネの実体験としては何かあるか。

(委員) ヘルパーは少ないと感じる。デイサービスも他市の事業所を使う人もいる。人手不足はあるかもしれない。

(6) 地域包括支援センターの指定更新について

【資料6】に沿い詳細説明（安本主幹）

6包括の更新時期を迎えたため、指定更新を行った。うち国分寺台包括を受託していた社協が基幹包括を担うことになったため、新たに県央福祉会を指定した。

平成30年度から基幹型を含め7包括となります。

(委員) 基幹包括の役割は。

(事務局) 包括を取りまとめる立場になる。全域を担当するので地区割をしていない。

(委員) 人員配置は。

(事務局) 3職種（保健師・看護師・社会福祉士）を配置する。

(7) その他

特になし

4 閉 会